二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏　名　ＫＤＤＩ株式会社　ネットワーク建設本部長　内田　義昭
　住　所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号
三　他の工作物の管理の内容
　「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載
四　管理の期間　平成二十一年十一月九日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年一月十三日から一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十三日

	道路の位置	縦覧場所
一　道路の種類及び路線名		
一般国道　二百三十六号	北海道河西郡中札内村大通南六丁目から同村栄東四線まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所		
氏　名　ソフトバンクモバイル株式会社　北海道技術部部長　田中　孝明		
住　所　札幌市東区北七条東十八丁目一〇五番地		
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容		
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載		
四　管理の期間　平成二十一年十一月九日から本協定の存続する日まで		

○北海道開発局告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年一月十三日から一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十三日

	道路の位置	縦覧場所
一　道路の種類及び路線名		
一般国道　四十号	旭川市四条通二丁目から同市末広一条十四丁目まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
〃	旭川市末広一条十四丁目から同市東鷹栖二線十五号まで	〃
〃	旭川市東鷹栖二線十五号から北海道上川郡比布町新町五丁目まで	〃
〃	北海道上川郡比布町新町五丁目から同町北一線十三号まで	〃
〃	北海道上川郡比布町北一線十三号から同町北十四線まで	〃
〃	北海道上川郡比布町北十四線から同郡和寒町字塩狩まで	〃
〃	北海道上川郡和寒町字塩狩から同町字三笠まで	〃
〃	北海道上川郡和寒町字三笠から同郡剣淵町東町まで	〃
〃	北海道上川郡剣淵町東町から同町東町まで	〃
〃	士別市下士別町（士別橋）から同市多寄町まで	〃
〃	士別市多寄町から同市多寄町まで	〃
〃	士別市多寄町から名寄市風連町西町まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏　名　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ　執行役員北海道支社長　西岡　廣明
　住　所　札幌市中央区北一条西十四丁目六
三　他の工作物の管理の内容
　「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載
四　管理の期間　平成二十一年十一月十八日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年一月十三日から一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十三日

	道路の位置	縦覧場所
一　道路の種類及び路線名		
一般国道　二百七十七号	北海道二海郡八雲町鉛川から同町鉛川まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所		
氏　名　ＫＤＤＩ株式会社　ネットワーク建設本部長　内田　義昭		
住　所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号		
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容		
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載		
四　管理の期間　平成二十一年十一月九日から本協定の存続する日まで		

○北海道開発局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十三日　北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類	一般国道	
(二) 路線名	二百三十号	
(三) 道路の区域		
区間	変更前後別	敷地の幅員
札幌市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇六〇林班い小班地内	前	三八・〇〇～一〇一・〇〇メートル
	後	三九・四四～九九・二八メートル
(四) 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局札幌開発建設部	〇〇・二三九キロメートル

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十三日　北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号及び二百四十二号	帯広市東一三条南六丁目一番一地先内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年一月十三日